

# 土木港湾課だより

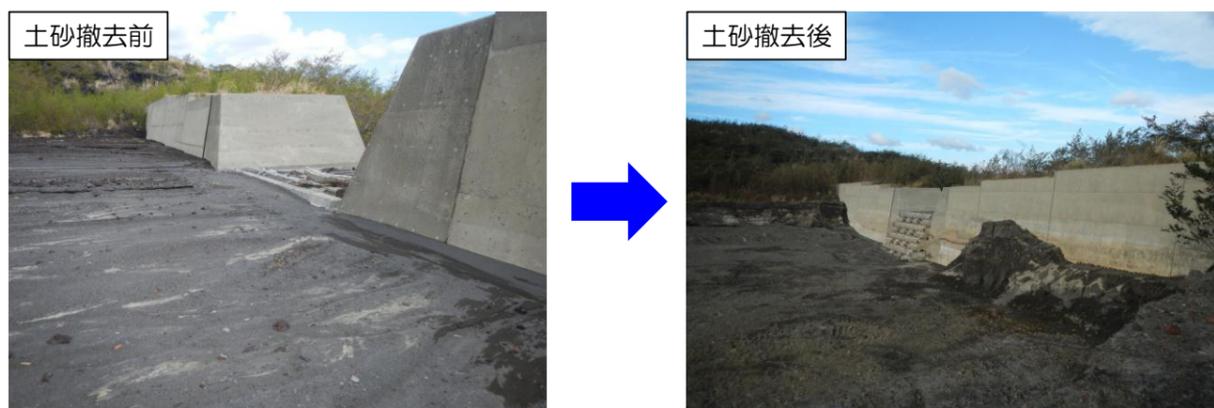
平成 27 年 9 月

## 土木港湾課砂防係から、砂防事業について紹介します！

砂防係では、平成 12 年の噴火以降、現在までに 41 の溪流で 61 基の砂防ダム（堰堤）や、ダム下流の流路等を整備してきました。しかし、長期にわたる火山ガスの影響により荒廃した森林の回復は遅く、今なお、樹木の立ち枯れや荒廃状況は広範囲に及んでおり、土砂流出は依然続いている状態です。このことから、さらなる砂防施設の構築等、安全性向上に向けた対策を行っています。

近年では、砂防施設の整備に加え、整備済施設の機能確保が重要な業務となっています。砂防ダムに平常時の降雨により流出した土砂が堆積すると、土石流発生時に最大限の効果を発揮できないため、貯まった土砂を取り除くことで砂防ダムの機能確保に努めています。

平成 27 年度以降も引き続き、土砂災害に対する三宅島の安全性を高めるため、砂防施設の整備及び機能確保を図っていきます。



写真はカニガ沢1号堰堤。カニガ沢1号堰堤が位置する島東部は、特に植生回復が遅れており、荒廃が著しい箇所では1～2年で土砂撤去が必要となっています。

## 『土砂災害防止法』に基づく基礎調査を実施します！

（正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

『土砂災害防止法』とは、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

東京都では、今年度より三宅島及び御蔵島における溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質及び土地利用状況等について調査します。

調査にあたって皆様の敷地へ立入る場合には、個別に日程等をお知らせします。また、東京都から委託を受注した調査員は、身分証明書を携帯するとともに、東京都発行の腕章を身につけて調査を行います。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

